

託送供給等約款の認可について(審査結果)

一般送配電事業者の託送供給等約款の認可について、電気事業法第18条第3項の規定に照らして評価する。

■申請者:一般送配電事業者10者

-
1. 料金
 2. 料金以外の規定
 - (1)発電事業に蓄電池の放電を含むための規定の変更
 - (2)N-1電制に係る費用負担に係る規定の追加
 - (3)インバランス料金の未収リスクに係る保証金請求に係る規定の追加
 - (4)損失率の定期変更
 - (5)ピークシフト割引等の変更
 - (6)系統連系技術要件(約款別冊)の変更

■ 事務局審査結果		
電気事業法第18条第3項		
3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。		
1	料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。	・2022年12月23日付けで経済産業大臣により承認された「収入の見通し」を超えない額の収入を基礎として算定がなされており、問題ないことが料金制度専門会合で確認された。
2	第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。	今般の認可申請により変更される規定は、以下のとおりである。 ・(1)は、電気事業法上、大型の蓄電池から放電する事業が発電事業に位置づけられることに伴うものであること。 ・(2)は、N-1電制に係る初期費用やオペレーション費用について、一般送配電事業者の負担とするものであり、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において整理された内容を踏まえたものであること。 ・(3)は、契約者に大規模なインバランス料金の未収リスクにある場合等で、かつ必要性が認められる場合において、契約者が一般送配電事業者の求めに応じて保証金の支払義務を負うものであり、制度設計専門会合において整理された内容を踏まえたものであること。 ・(4)は、損失率を実績値に近づけるためのものであること。 ・(5)は、ピークシフト割引等の対象時間を拡大するものであること。 ・(6)は、発電者及び需要者の電気設備と送配電事業者の電力系統の連系に必要な技術要件を定めた系統連携技術要件を変更するものであり、その内容は電力広域的運営推進機関のグリッドコード検討会で整理された内容を踏まえたものであること。 今般の認可申請において設定されている料金メニュー及び変更される規定については、託送供給を受けることを妨げるような不当に厳しい供給条件を設定するものではないことから、電気の供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれはないと認められる。
3	料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の認可申請により変更される(4)および(5)の規定は、以下のとおりである。 ・(4)は、損失率を実績値に近づけるためのものであること。 ・(5)は、ピークシフト割引等の対象時間を拡大するものであること。 これらの変更は、いずれも料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標等が定められており、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていると認められる。
4	一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の認可申請により変更される(2)、(3)および(6)の規定は、以下のとおりである。 ・(2)は、N-1電制に係る初期費用やオペレーション費用について、一般送配電事業者の負担とするものであり、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において整理された内容を踏まえたものであること。 ・(3)は、契約者に大規模なインバランス料金の未収リスクにある場合等で、かつ必要性が認められる場合において、契約者が一般送配電事業者の求めに応じて保証金の支払義務を負うものであり、制度設計専門会合において整理された内容を踏まえたものであること。 ・(6)は、発電者及び需要者の電気設備と送配電事業者の電力系統の連系に必要な技術要件を定めた系統連携技術要件を変更するものであり、その内容は電力広域的運営推進機関のグリッドコード検討会で整理された内容を踏まえたものであること。 これらの変更は、電気の供給を受ける者の責任および電気計器等に関する費用負担について、適正かつ明確に定められていると認められる。
5	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	今般の認可申請において設定されている料金メニュー及び変更される規定においては、事業者の電気の使用形態(電圧別や契約別)等に基づき料金等を設定しているが、正当な理由に基づく取扱いであり、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするものではないと認められる。
6	前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。	今般の認可申請において設定されている料金メニュー及び変更される規定については、公共の利益の増進に支障がないと認められる。
■ 事務局の審査結果		
申請内容について、電気事業法第18条第3項の各号に照らし、適合していると認められる。		